

# 仮設トイレし尿収集の手続き

横浜市内において、工事現場・イベント会場等で一時的な事業のために設置された仮設トイレのし尿収集は、有料となっております。

## 1 申請方法について

- (1)「仮設トイレし尿収集依頼申請書」を **FAX** または **Eメール** で送付してください。  
※電話のみでの申請はできません。必ず申請書を送付してください。

**【提出先】**資源循環局北部事務所

**FAX 番号**           045-953-0942

**E メールアドレス**   [sj-kasetsu@city.yokohama.jp](mailto:sj-kasetsu@city.yokohama.jp)

※FAX 又は E メールは24時間対応しています。

- (2)申請書を送る際、仮設トイレの設置場所が確認できるよう**現場案内地図**も一緒に送付してください。
- (3) FAX 又は E メールで申請しましたら、**必ず確認のお電話**を北部事務所までお願いします。

**電話番号** 045-953-0941

**受付時間** 8:00～16:45(日曜日・年末年始を除く)

※「仮設トイレし尿収集依頼申請書」は収集希望日を記入し、原則として収集希望日より3日前までに申請してください。**時間の指定はできません。**  
なお、年末・年度末など収集の依頼が増加する時期は3日前でも収集希望日の指定をお受けできない場合や指定日を変更させていただく場合があります。

## 2 手数料の支払いについて

- (1) 手数料は**便器1基あたり3,000円**です。  
(例:大便器1基・小便器1基で3,000円×2基で6,000円)
- (2) 横浜市内の銀行・郵便局・「横浜市粗大ごみ処理券取扱店」の表示のあるコンビニエンスストアで、「**横浜市粗大ごみ処理券(納付書)**」により手数料を納め、粗大ごみ収集シールを受け取ってください。3,000円の粗大ごみ収集シールはありませんので、複数の粗大ごみ収集シールを組み合わせる納めてください。  
(例:1,000円シール×3枚、1,500円シール×2枚)

※一度納付された手数料は返還できません。

※領収書は必ず切り取って、収集が終了するまで保管してください。

※**領収日付印のないものは無効です**。受け取る際にご確認ください。

※粗大ごみ収集シールを破損・紛失した場合、再発行はできません。

## 3 粗大ごみ収集シールの貼付について

収集(希望)日の前日までに、領収書を切り取って、粗大ごみ収集シールを仮設トイレの内側に貼ってください。

※ドアのない小便器は、正面の便器上壁面に貼ってください。

※粗大ごみ収集シールが貼られていない場合、収集できません。

※貼られた粗大ごみ収集シールは、作業終了後に職員が回収します。

### **【問い合わせ先】**

**資源循環局北部事務所**

**住 所**                   〒241-0002  
                                  横浜市旭区上白根3-38-2

**電話番号**               045-953-0941

**FAX 番号**               045-953-0942

**E メールアドレス**   sj-kasetsu@city.yokohama.jp